

愛媛労働局公共調達監視委員会活動状況報告書

(部局名) 愛媛労働局

- 1 開催日 令和5年2月1日(水)
- 2 委員の氏名及び役職等
- | | | |
|-----|-------|------|
| 委員長 | 溝上 達也 | 大学教授 |
| 委員 | 弘田 貴郎 | 税理士 |
| 委員 | 安部 真 | 税理士 |
- 3 審査対象期間 令和4年7月1日 ～ 令和4年12月31日
- 4 審査契約件数
- (1) 公共工事
- ① 競争入札によるもの
- | | | |
|---------------------|-----|-----|
| ・審査対象件数 | 2 件 | |
| ・審議件数 | 1 件 | |
| うち、低入札価格調査の対象となったもの | | 0 件 |
- ② 随意契約によるもの
- | | | |
|---------|-----|--|
| ・審査対象件数 | 0 件 | |
| ・審議件数 | 0 件 | |
- (2) 物品・役務等
- ① 競争入札によるもの
- | | | |
|----------------------------------|-----|-----|
| ・審査対象件数 | 6 件 | |
| ・審議件数 | 4 件 | |
| うち、契約金額が500万円以上のもの | | 0 件 |
| うち、参加者が一者しかいないもの | | 0 件 |
| うち、契約の相手方が独立行政法人となったもの | | 0 件 |
| うち、委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるもの | | 0 件 |
- ② 随意契約によるもの
- | | | |
|------------------------------------|-----|-----|
| ・審査対象件数 | 0 件 | |
| ・審議件数 | 0 件 | |
| うち、新規案件で競争性のない随意契約で調達しているもの | | 0 件 |
| うち、企画競争又は公募をしたが、参加者(応募者)が一者しかいないもの | | 0 件 |
| うち、契約の相手方が独立行政法人となったもの | | 0 件 |
| うち、委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるもの | | 0 件 |
- 5 審議案件の抽出方法
- 愛媛労働局公共調達監視委員会設置要綱第6条等により抽出
- 6 審査結果
- | | |
|-------------|-----|
| 不適切等と判断した件数 | 0 件 |
|-------------|-----|
- 結果内容及び措置状況 (具体的な内容を記載するとともに、審議を行った際の手書類も併せて提出すること。)
- 所見なし

令和4年度第2回愛媛労働局公共調達監視委員会審議概要

日時 令和5年2月1日(水) 10時00分～12時00分

場所 松山若草合同庁舎 7階 共用会議室

1 委員

委員長 溝上 達也 (大学教授)

委員 弘田 貴郎 (税理士)

委員 安部 真 (税理士)

2 審議対象期間及び件数

令和4年7月1日 ～ 令和4年12月31日 5件

3 概要等

別添「公共調達監視委員会審議対象一覧及び審議結果」のとおり。

事務局より各審議案件について説明を行い、以下のとおり質疑応答がなされた。

質 疑 応 答

【 3-2 愛媛労働局管内における電子複写機交換及び保守契約 】

【 3-6 愛媛労働局管内における電子複写機交換及び保守契約（2回目） 】

委員	(3-2)と(3-6)で保守期間を変えた理由は何か。
事務局	1回目(3-2)の入札を行った際に、金額に開きがあった。その際入札に参加した業者の方から、2回目(3-6)のような本体価格プラス5年分の保守契約の金額で、入札を行ってみてはどうかという提案を受けたためである。
委員	1回目の機種代の参考見積額については定価の約30%で計算しているが、それよりもかなり低い価格で落札されたということか。
事務局	そうである。機種代を1円に入れてきているところがあり、その結果かなり金額が下がっている。
委員	そうであるならば、機種代を1円にして参考見積を立てた方がいいのではないか。
事務局	扱うメーカーによって、機種代を1円に入れることができる業者とできない業者があるため、それは難しいところである。
委員	機種代をかなり安い価格で入れてくると分かっている業者に対し、見積を取るのあまり意味がないのではないか。
事務局	機種代を1円に入れてくる業者が、ここ数年いなかったためこの業者で見積を取った。しかし機種代を1円に入れてくる業者があったため、2回目の入札では見積の出し方を変えた。結果として2回目の方はうまく競争が働いたので、今後は2回目のようなやり方でやっていきたいと考えている。

【 3-3 令和4年度版「雇用保険の失業給付等 受給資格者のしおり（第2版）印刷契約」 】

委員	改正はあるのか。
事務局	毎年金額の変更など、細かな改正はある。
委員	冊子は毎年余っているのか。
事務局	少し余るくらいで作っている。
委員	落札した業者が変わったら、データも全て変わるのか。
事務局	全て変わることになっている。
委員	データをもらうことはできないのか。
事務局	データをもらう契約にはなっていない。この辺りは検討の余地があると考えている。
委員	このままでは1回目入ったところが強くなってしまわないか。

【 3-5 愛媛労働局建築物等点検業務委託契約 】

委員	予定価格よりもかなり低い金額で落札されているが、作業日数など何か基準はあるのか。
事務局	国土交通省の基準を参考に予定価格を立てている。また、過去の落札率を参考にし、一定の割合を掛けた金額を予定価格としている。しかし今回も落札率がかなり低かったため、今後は業者に情報収集を行い、参考となる部分は予定価格に反映していきたいと考えている。
委員	契約時に点検を行う人数など決めているわけではないのか。
事務局	決めているわけではない。